

# 7 0歳雇用確保助成金のご案内

埼玉県では、シニアが自分の意欲や希望に合わせて働き、共に社会の担い手として 活躍できる社会を実現するため、70歳以上まで働ける制度を導入する企業に助成金を 交付し、支援します。

#### 対象となる取組

#### 企業等が定める基準に該当する者を70歳以上まで継続雇用する制度を導入

※ すでに70歳以上まで働ける制度を労働協約又は就業規則に定めている場合は、対象となりません。

#### 対象となる企業

以下のすべてに該当する場合が対象です。

- □ 埼玉県内の事業所に勤務する定年に達する前の正社員が1人以上いる
- □ 埼玉県内の事業所に勤務する者のうち、次のイ又は口に該当する者がいる
  - イ 労働協約又は就業規則に継続雇用の定めがない場合
    - → 5年以内に定年年齢に達する正社員(※1)が1人以上いる
  - ロ 労働協約又は就業規則に継続雇用の定めがある場合
    - → 継続雇用の上限年齢に5年以内に達する定年後の継続雇用者(※1)が1人以上いる
- □ 埼玉県70歳雇用推進助成金、埼玉県生涯現役実践助成金又はこの70歳雇用確保助成金を 受給したことがない
- □ 埼玉県シニア活躍推進宣言企業(※2)で、認定項目2~6(裏面参照)のうち2つ以上実施済み
  - ※1 申請日において、1年を超えて雇用されている者に限ります。
  - ※2 認定を受けていない場合は、別途ご相談ください。

#### 1社あたりの交付額 30万円

#### 申請受付期間

## 令和 **5** 年 **6** 月 **1** 日(木)~ **1 1** 月 **3 0** 日(木)



※ 申請順に審査を行い交付企業を決定します。**予算額の上限に達した場合は、** 期間中でも募集を締め切ることがあります。

※ 交付決定後に対象となる取組を実施し、就業規則の作成又は改正を行う場合が対象となります。

問い合わせ先:埼玉県産業労働部人材活躍支援課

TEL 048-830-4539 FAX 048-830-4854

E-mail a4540-02@pref.saitama.lg.jp

70歳雇用確保助成金

検索

#### 「シニア活躍推進宣言企業」とは?

シニアが活躍するための取組を積極的に行う企業を県が認定する制度です。下記の7項目のうち、「実施予定」又は「実施済み」の項目が3つ以上ある企業を「シニア活躍推進宣言企業」として認定しています。

当助成金の申請には、さらに、取組項目2~6のうち、2つ以上が「実施済み」として認定されている必要があります。

まだ、シニア活躍推進宣言企業の認定を受けていない場合は、別途申込みが必要となりますので、お早めに当課へお問い合わせください。

認足	とのための7項目(該当項目にチェック☑)	実施予定	実施済み	
1	シニアの定年や継続雇用の制度を見直す			
2	シニアの雇用、働く場所・機会を増やす			
3	シニアが安心して働ける環境を整える			助成金の申請には、
4	シニアの技術・経験を生かす		$\square \setminus$ _	項目2~6のうち、
5	シニアの能力を伸ばす			<b>2つ以上が「実施済み」</b> であることが要件です。
6	福利厚生を充実する		╻┘	CONSCINIENT CY'S
7	シニアの活躍推進の取組を情報発信する			

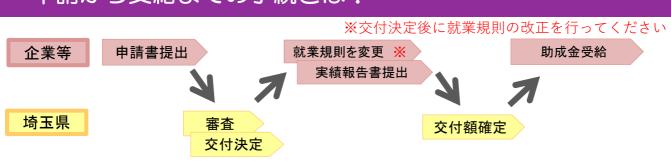
○「シニア活躍推進宣言企業」認定の申込み

人材活躍支援課(URL)

https://www.pref.saitama.lg.jp/a0813/kakudai-jigyou/suishin-sengen.html

○ 認定されたシニア活躍推進宣言企業(企業ごとに取組項目等が確認できます) 働くシニア応援サイト(URL)https://www.senior.pref.saitama.lg.jp/search/

### 申請から支給までの手続きは?



- ・就業規則の改正は、交付決定後に実施してください。**交付決定前に就業規則を改正した場合は、 交付の対象となりません。**
- ・申請順に審査し、交付企業を決定します。(予算額の上限に達した場合は、期間中でも募集を 締め切る場合があります。)
- ・申請の詳細については、当課ホームページの募集要項等をご確認ください。



この助成金の交付要件や手続等の詳細については、埼玉県産業労働部人材活躍支援課へお問い合わせください。 (TEL 048-830-4539) 70歳雇用確保助成金 検索